

1 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階配慮書の内容を変更した事項

令和7年7月に提出した『(仮称)新根岸地区土地区画整理事業(米軍返還前) 計画段階配慮書(以下、「配慮書」といいます。)]に対する配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書の内容を変更した事項は、表1-1～表1-2に示すとおりです。

表1-1 配慮書の内容を変更した事項

項目	配慮書からの変更点	方法書での記載概要	方法書該当ページ
事業名称	事業名称	方法書での事業名称を「新根岸地区土地区画整理事業」と名称を変更しました。	p.2-1
都市計画対象事業の概要	事業計画に係る許可等の内容	<p>市施行の土地区画整理事業の実施に係る法令の確認に伴い、許可等の内容を見直しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の決定は、設計の概要の認可と見直しました。 ・許可等を必要とする内容について、道路使用の許可及び道路占有の許可を更新しました。 <p>以降は、配慮書に記載していた項目で、方法書では削除した理由を示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行区域の決定は、都市計画決定権者が行う都市計画審議会で決定するため許可等に該当しないため削除しました。 ・土地造成許可は、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条で技術的基準の適合に係る協議の成立にて許可とみなされるため、削除しました。 ・埋蔵文化財包蔵地の発掘通知は文化財保護法第94条において、地方公共団体が行う場合は通知となるので、削除しました。 ・木竹の伐採協議は、横浜市風致地区条例第2条4項において、国等の機関が行うことについては、許可を受けることを要せず、協議のため削除しました。 ・一定の規模以上の土地の形質の変更届出、建築物の除却の届出、アスベスト調査については許可等に該当しないため削除しました。 	p.2-1
対象事業の目的	対象事業が実施されるべき区域	事業計画の進捗に伴い、対象事業が実施されるべき区域の範囲を計画区域から更新しました。また、対象事業における区域設定の考え方を更新しました。 (約50ha→約43ha)	p.2-1 ～2-7

表1-2 配慮書の内容を変更した事項

項目	配慮書からの変更点	方法書での記載概要	方法書 該当ページ
対象事業の内容	全般	対象事業において整備する範囲を示し、想定される手法を更新しました。	p.2-8 ~2-11
施工計画	全般	事業計画の進捗に伴い、現時点での工事概要等を更新しました。	p.2-11 ~2-13
土地利用の方向性	土地利用の方向性、土地利用計画の方向性	事業計画の進捗に伴い、根岸住宅地区跡地利用基本計画で示した土地利用の方向性を深度化させたものを用いて意見募集を行い、その後、土地利用の検討を進めている更新をしました。	p.2-16 ~2-17
地域の概況及び地域特性	全般	配慮書の公告・縦覧以降、統計資料等、情報が更新されたものは、既存資料の時点更新を行いました。	p.3-1 ~3-148
配慮指針に基づいて行った配慮の内容	全般	配慮市長意見書を踏まえ、「配慮の内容」を更新しました。	p.4-1 ~4-5